病気休職職員に関する発言の事情聞取り文書不存在非公開決定審査請求事案（番号７）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年12月10日 |
| 請求内容 | 府立○○高校で病気休職している職員に関して、当該校教務部教職員が「病気休職するより死んでくれた方が、正規の代替人員が来るのでより良い」と職員室で発言したことについて、当該校校長および教頭が当該発言をした職員から事情を聞き取った内容が分かる文書。 |
| 実施機関  の決定 | 令和元年12月24日付け教職人第3943号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  上記の文書については、保管していない。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和元年12月27日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 本件について、令和元年９月26日に府立○○高校校長および教頭が「事実確認をする」と発言しているため（録音あり）、聴取りなどを行った内容・結果の公文書が存在することは明白である。よってその文書を公開すること。 |
| 弁明書 | | 実施機関が、審査請求人の主張する理由について、当該高校の学校長に確認したところ、以下のようなことであった。  ア　審査請求人は、当該高校に勤務する教員であり、令和元年９月26日に審査請求人とそのような話をしたことは事実である。  イ　審査請求人より、当該高校長に対し、同年10月16日、自分は○○からハラスメントを受けており、府のハラスメント相談窓口に相談するため、職務免除の承認をお願いしたい旨の申し出があった。  ウ　審査請求人は、同日、大阪府職員総合相談センターへ、また、同年11月19日に大阪府教育庁教職員人事課のハラスメント相談窓口へハラスメント相談に行った。  エ　当該学校長は、審査請求人から９月26日に受けた相談について、調査をしようとしていたところ、審査請求人から、職免の承認依頼があった10月16日に、これまで自分が受けてきた全てのハラスメントについて相談する予定であると話があった。  オ　当該学校長は、審査請求人が全てのハラスメントについて相談窓口に相談すると発言していたことから、本件相談について相談窓口からの指導や指示を受けてから対応する必要があると判断した。そのため、本件相談に係る調査を一旦中断することにし、本件公開情報は作成しなかったということである。  以上の理由により、本件処分に至ったものである。 |
| 反論書 | | 「弁明の理由」において、「本件相談について相談窓口からの指導や指示を受けてから対応する必要があると判断した。そのため、本件相談に係る調査を一旦中断することにし、本件公開情報は作成しなかったということである。」とあるが、相談窓口からの指導や指示の有無と、当該案件に対する調査を行い公文書を作成すること |
| 反論書 | | は関連性が無いため、この反論は詭弁である。 |
| 判　断 | | １　校長等は、教員から、他の教員の発言について相談を受けた場合、学校内の規律や秩序保持等の必要から、事実関係を確認することが求められる。  もっとも、その調査方法として、相談者へのさらなるヒアリングや、客観的  証拠の有無の確認、第三者や行為者へのヒアリング等が考えられるところであるが、校長には、いかなる調査方法を選択するのか、それに応じて調査をいつ行うのか等について、相談内容や学校の状況に応じて判断することが認められているところであり、さらに、調査した内容について、必ずしも書面を作成することが求められているものではない。  ２　校長が、審査請求人より、教務部教職員の発言について相談を受けたのは、令和元年９月26日である。  その後、審査請求人は、教務部教職員の発言のほか、○○からハラスメントを受けていることを理由に、同年10月16日、大阪府職員総合相談センターに対して、また、同年11月19日、大阪府教育庁教職員人事課のハラスメント相談窓口に対して相談へ行くことを希望し、校長に対し、職務免除の承認依頼を行っている。  　　校長は、同年９月26日に受けた相談について、調査を開始しようとしていたところ、審査請求人から、当該相談を含めた全てのハラスメントについて、相談窓口に相談へ行くことを聞いたため、教務部教職員の発言についても、各窓口と連携して対応する必要があると考え、単独で調査を行わないとの判断に至ったとのことである。  　　このような校長の判断はあり得るところであり、校長が、本件請求の時点において、校長及び教頭が、当該発言をした職員から事情を聞き取っておらず、その内容がわかる文書を作成していないことは不合理ではない。  ３　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和元年12月10日　 同月９日付け公開請求  ・同月24日　　　　 不存在非公開決定  ・同月27日　　　　 　 審査請求  ・令和２年１月29日 弁明書  ・同年２月16日　　　　反論書  ・同年３月６日　　 諮問 |